

令和 6 年度第 10 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 8 月 20 日

担当部・課：保健福祉部子ども保育課〔内線 2522〕

① 件 名
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う関係条例の改正について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）が公布され、満 3 歳以上の保育児童数に対する保育士数の見直しが行われた。 【目的】 内閣府令の改正に伴い、石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号） 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号） 石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 （平成 26 年石巻市条例第 37 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 3 月 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令公布（施行期日は令和 6 年 4 月 1 日）
⑤ 主な内容
石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、国の基準に準じて規定されていることから、今回の府令の改正を機に、国の規定を引用する条文に改めるため全部改正を行う。 （令和 6 年内閣府令第 18 号の概要） 満 3 歳児の職員配置基準を「児童 20 人につき保育士 1 人」から「児童 15 人につき保育士 1 人」へ改める。 また、満 4 歳以上児の職員配置基準を「児童 30 人につき保育士 1 人」から「児童 25 人につき保育士 1 人」へ改める。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 関係条例の整備により、安心して子どもを預けられる体制整備が図られるとともに保育の質が向上する。 なお、現時点においては、市内の小規模保育施設は 0～2 歳児を対象としているため該当する施設はない。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
他自治体においても同様の改正を行う。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 6 年 9 月 市議会第 3 回定例会に石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について提案（公布の日から施行）
⑨ その他